

## 闘争委員会規程

第一条 この規程は、組合規約第二十五条の規程に基づき闘争委員会の組織、運営について定める。

第二条 闘争委員会は中央委員会の決定もしくは重要な闘争に際し必要と認めたととき執行委員長が招集する。

第三条 闘争委員の構成員は次のとおりとする。

- 一．執行委員会の構成員
- 二．支部を代表するもの 各二名
- 三．分会を代表するもの 各一名
- 四．執行委員会が委任したもの 若干名

第四条 闘争委員会の任務分担は次のとおりとする。

- 一．闘争委員長は執行委員長があたり、闘争委員会を代表し統轄する。
- 二．副闘争委員長は副執行委員長があたり闘争委員長を補佐し、闘争委員長事故あるときはその代理をする。
- 三．事務局長は書記長があたり、事務局を統轄して闘争の企画、立案ならびに業務の調整をおこなう。
- 四．財政局長は財政部長があたり、財政業務を処理する。
- 五．闘争委員は執行委員、支部代表および分会代表があたり闘争に関する業務を分掌する。
- 六．特別闘争委員は執行委員会が委任した者があたり、闘争業務に参画する。

第五条 闘争委員会は、闘争に必要な一切の戦術、手段を決定し、組合員に指令する。

第六条 闘争委員会は、闘争に関する一切の交渉を行ない、合意に達したときは闘争委員長の名により調印する。

第七条 闘争委員会は、闘争に関して議案を提出する必要があるときは、執行委員長に対し臨時大会または、委員会の招集を請求することができる。

第八条 闘争委員会は、闘争の批准投票、大会および中央委員会に対し、闘争に関する一切の責任を負う。

2 統制違反については懲罰委員会に処分を要求することができる。

第九条 闘争委員会は、定数の三分の二以上の出席で成立し、議決は出席者の過半数で決める。

可否同数のときは闘争委員長が決める。

第十条 闘争委員会は、必要に応じて専門委員会等の部門を設けることができる。

第十一条 闘争委員会が必要と認めたとときは、法律その他に関する顧問を臨時に置くことができる。

第十二条 闘争委員会に、執行委員会と支部代表各一名による戦術会議をおく。

第十三条 この規程を改廃する場合は、中央委員会の議決を経なければならない。

附 則

1 この規程は 1966 年 8 月 19 日から施行する。

2 1962 年 7 月 26 日制定の神奈川県企業庁労働組合闘争委員会規程は廃止する。